

# GPLの概要説明及び問題提起

弁護士 近畿大学講師

岡村久道

<http://www.law.co.jp/>

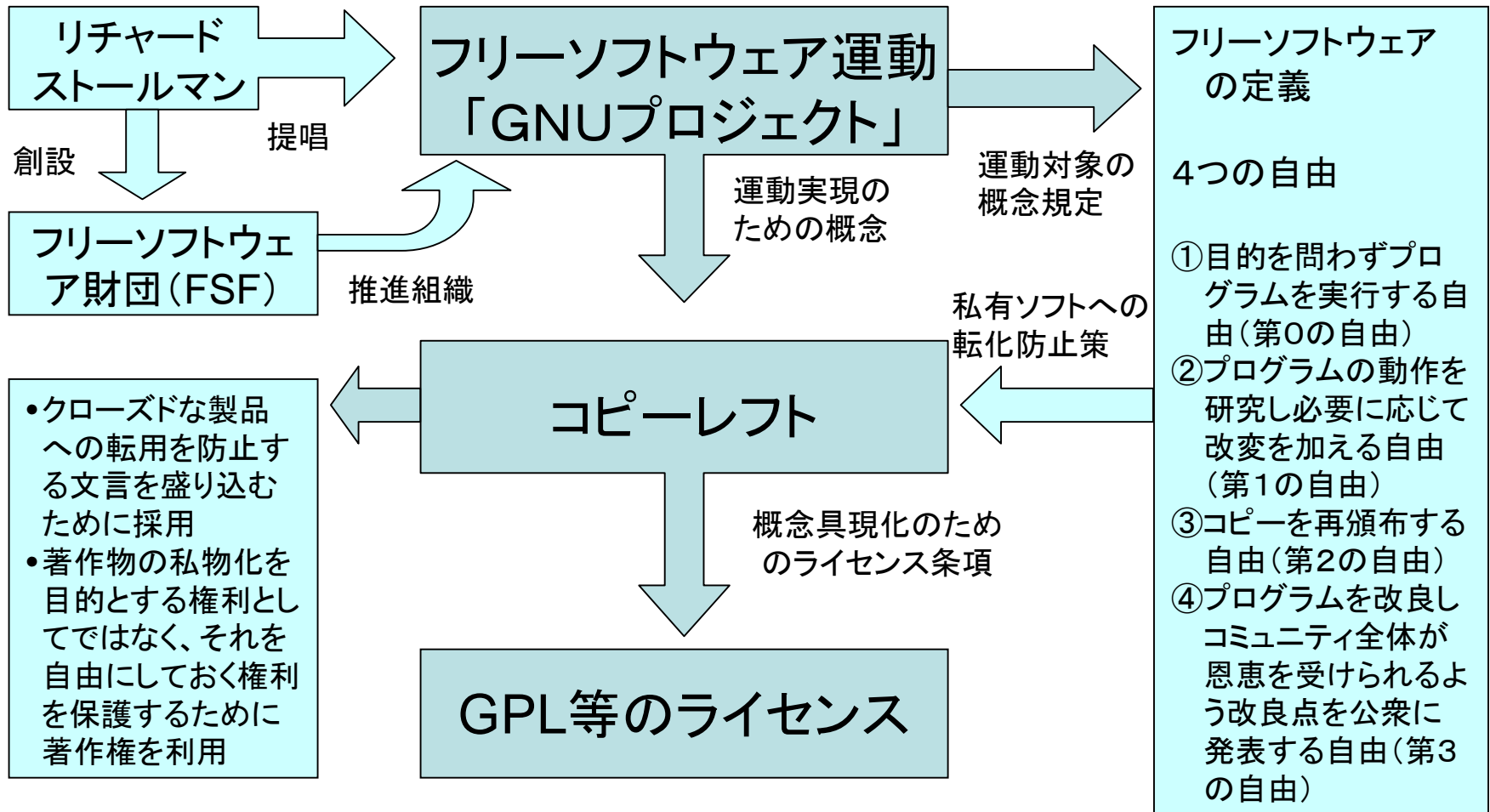
[okamura@mail.law.co.jp](mailto:okamura@mail.law.co.jp)

# 1 欧州委員会IDA(Interchange of Data between Administrations)「オープンソースソフトウェアの蓄積(Pooling Open Source Software)」(2002年6月)

「オープンソースソフトウェアの核心は、『コードではなくライセンス』なのである。多くのITに熱心な人々やフリーの開発者たちは失望するかもしれないが、これが現実である。こうした事実は受け容れられ難いことが多い。と同時に、法的な枠組みについての分析がなぜ非常に大切なのかという理由でもある。」

## 2 フリーソフトウェア運動 「GNUプロジェクト」

# フリーソフトウェア運動の概要



## フリーソフトウェア運動「GNUプロジェクト」

- ✓ コンピュータ黎明期には、コンピュータ科学の発展と、限られたリソースを有効利用するために、プログラマ間でソースコードを融通して自由に利用し合うことは当然のことと考えられていた。
- ✓ ところが、1970年代に入るとソフトウェア開発が有力な産業として急速に台頭しはじめ、米国社会が急激にソフトウェア保護へと向かったことを背景に、米国著作権法に1980年改正でプログラムの定義規定が設けられ、同法でソフトウェアプログラムに排他的独占権を付与することが明文化。
- ✓ マサチューセッツ工科大学AI研に所属してきたプログラマのStallman氏が、優秀なプログラマの大部分がAI研からソフトウェア産業界に引き抜かれたことに反発して1980年代前半にGNUプロジェクトを開始、推進組織としてフリーソフトウェア財団(FSF)設立。
- ✓ 「GNU宣言」を発表してプロジェクトへの参加と協力を呼びかけ、合衆国憲法は著作権保護を明記しているが、学芸の発展促進を目的としていることから明らかなように、著作権制度を当然の権利ではなく人工的なものにすぎない、ソースコード共有によりプログラマ間の友情を守り、プログラムの入手が容易になるだけでなく、無駄なシステムプログラミングの重複を避け、労力を技術水準の進歩に向け得ると主張。
- フリーソフトウェアにおける「フリー」とは、あくまでも「フリーダム」、つまり「自由」の意味であって、「無料」という意味ではない。

# 「コピーレフト」の概念

- ✓ フリーソフトウェア運動の目的たるフリーソフトウェアの普及を実現するために、ストールマンによって考案された概念
- ✓ 著作権を放棄(米国著作権法が前提)して、「パブリックドメイン・ソフト(PDS: Public domain software)」としてソースコードを公開して無償提供すれば、頒布を受けた者は、米国著作権法の下で、無償提供されたソースコードに改変を加え、作者の意図に反して、ストールマンのいう「私有ソフト(Proprietary software)」として頒布することができ、営利目的のためにクローズドな商業ソフト(Commercial Software)へと勝手に転用されてしまう可能性。
- ✓ そこでGNUプロジェクトでは、ソフトウェアをPDS化する代わりに、著作権を放棄することなく保有して主張し続けた上で、頒布条件として、そのコードおよびそれから派生したいかなるソフトウェアに対しても、使用、改変、そして再頒布の権利を与え、これを再頒布する人にも、この頒布条件を変更しないことを条件として、改変の有無を問わず、頒布される人にもそれをコピーし改変を加える自由を与えなければならないとする手法が採用。
- ✓ ストールマンはコピーレフトによって「コードと自由とが法的に分離不能なものとなる」と言う。
- ✓ コピーレフトは普遍的な概念であって、これを実際に達成するための手段は、場合に依じて数多く存在しているという。
- ✓ それらの選択肢の中で、特にGNUプロジェクトにおいて、コピーレフトの概念を具現化するために作られたライセンス条項の中心となるものが、「GNU一般パブリック・ライセンス」(GNU General Public License)であり、頭文字を取って「GPL」という略称で呼ばれている。

# 3 GPL

## GPLの構成

- ✓ GPLの最新バージョンは、1991年6月に発表されたバージョン2。
- ✓ ①「はじめに(Preamble)」部分、②「GNU一般公有使用許諾の下での複製、頒布、改変に関する条項と条件(TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION)」部分、③「あなたの新しいプログラムにこれらの条項を適用する方法(How to Apply These Terms to Your New Programs)」に大別。
- ✓ このうち本来の意味でのライセンス条項となるのは②部分であり、全13条(Section)で構成。
- ✓ 本来のGPLの英語版と、それが翻訳された正式日本語版とを比較すると、内容は実質的に同一であるものの、本文について前者が第0条から始まっているのに対して、後者は第0条が第1条とされ、以下も条の番号が1つずつずれていたが、最近、修正完了版が登場して掲載されている。
- ✓ 「英文文書 (GNU General Public License) を正式文書とする。」と明記。

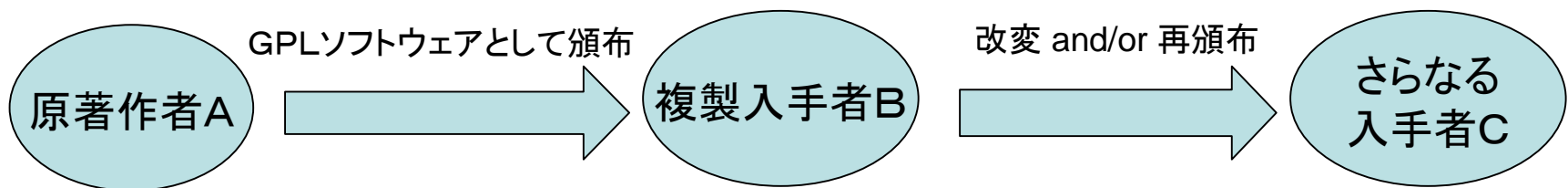


## GPLの目的

- ✓ フリーソフトウェア運動、そしてコピーレフトの思想を踏まえて、GPLでは、ソースコードを含めて、GPLソフトウェアを自由に複製して使用、改変、頒布を行う権利が、ユーザーに対して認められている。
- ✓ 「はじめに」の部分は、一般のライセンス契約の前文と異なり、フリーソフトウェア運動の理念が長文で記載されている点で、異彩を放っている。
- ✓ 「ほとんどのソフトウェアのライセンスは、あなたがソフトウェアを共有し、変更する自由を奪い去るように設計」されているのに対して、GPLは「あなたがフリーソフトウェアを共有したり変更する自由を保証すること、すなわち、ソフトウェアがすべてのユーザーにとって自由であることを確保するためのもの」であるという文章からはじまる。

# GPLとライセンス契約の成立

- ✓ GPLは、「あなたが本プログラム(又は本プログラムの二次的著作物)の変更又は頒布を行えば、それ自体であなたは本ライセンスを受け入れ、且つ、本プログラム又は本プログラム二次的著作物の複製、頒布、変更に関するこれらの条項と条件の全てを受け入れたことを示します」と規定している(GPL第5条第4文)。
- ✓ 著作権法上では、他人の作ったプログラムを複製しようとするれば複製権、これを改変しようとするれば翻案権(米国法にいう二次的著作物を作成する権利)、これを頒布しようとするれば頒布権(日本法にいう譲渡権)による制限が及んでいる。したがって、下記説例でBは著作者Aの許諾を得なければ、複製権、翻案権、頒布権を侵害したことになる。
- ✓ GPL第5条が、前述の第1文に続いて第2文以下で、「しかし、あなたに本プログラム又はその二次的著作物を改変又は再頒布する許可を与えるものは、本ライセンス以外にはありません。これらの行為は、あなたがもし本ライセンスを受け入れないのであれば、法律で禁止されます。」と規定しているのは、このような意味に基づいている。



# 契約成立に関連した問題

- ✓ GPLの成立は、契約法理、著作権法理と、どのような関係にあるのか？
- ✓ これに関連して、各条項に現れる諸概念を、契約法理で理解すべきか、それとも著作権法理で理解すべきか？
- ✓ 準拠法について、どのように考えるべきか？
- ✓ もし契約だとすると、シェアウェア、クリックオン契約と類似性があるが、どのような法理で契約成立を認めることができるか？
- ✓ 日本法との整合性(特に著作者人格権・公衆送信権)は図ることができるか？

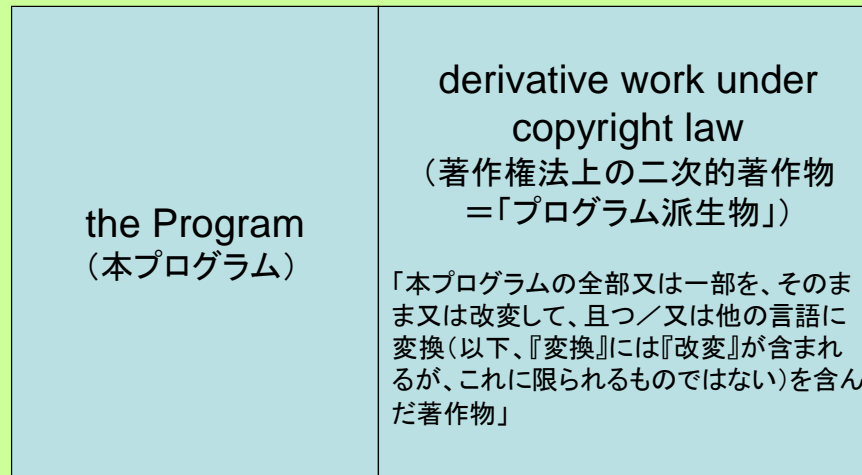
# GPL第0条

## －適用対象となるプログラムの範囲及び定義

- ✓ GPLの適用対象となるプログラムの範囲が示されており、GPLの各条項に従って頒布されるという著作権者からの告知文が表示されたプログラムや「その他の著作物 (other work)」に適用されると規定。
- ✓ 複製 (copying)、頒布 (distribution)、改変 (modification) 以外の行為は、GPLによる使用許諾の対象とせず、それらはライセンスの範囲外である旨、「本プログラムを実行する行為 (The act of running the Program) に関して制約はありません。」と明記。
- ✓ さらに本条は、GPLソフトウェアの「出力 (output from the Program)」は、その内容が「本プログラムを基礎とした著作物 (work based on the Program)」である場合に限ってGPLの対象となる旨規定。
- ✓ 「本プログラムを基礎とした著作物」の意味について、GPL第0条に定義が置かれており、“the Program or any derivative work under copyright law”の双方「本プログラム (the Program) 又は著作権法上の二次的著作物 (derivative work under copyright law)」を意味すると規定。
- ✓ 米国著作権法では、第101条において、“derivative work”の概念について定義規定。これと基本的に同一になると考えるべきか？

# work based on the Program及び derivative work under copyright lawの意義

work based on the Program とは？  
(本プログラムを基礎とした著作物＝「プログラム生成物」)



本プログラムに関する著作権の及ぶ範囲

# ライセンス内容の概要

	コードの種類	改変	条 件
第1条	ソースコード	無	本プログラムのソースコードの「各々の複製に、適正な著作権表示と及び無保証である旨 (disclaimer of warranty) を明確かつ適正に記載し、本ライセンス及び無保証 (the absence of any warranty) に関するすべての表示をそのままに保ち、また本ソフトウェアとともに本ライセンスの複製を頒布
第2条	ソースコード	有	第1条の条件に加えて次の条件 改変ファイル上に、改変した旨及びその改変日を明確に表示 本ライセンスの条項に従って第三者へ無償 (no charge) でライセンス 適切な著作権表示、無保証であること等の表示
第3条	オブジェクトコード又は実行可能な形式	無 ／ 有	前2条の条件に加えて、ソースコードをも入手しうるための所定の方法を講じる

## GPL第4条 – GPL違反の効果1

- ✓ 「本ライセンスが明示的に許諾している場合を除き、あなたは、本プログラムを複製、改変、サブライセンス、頒布することができません。」とする。
- ✓ その一方、第2文で、「本ライセンスに従わずに本プログラムを複製、改変、サブライセンス、頒布しようとする行為は、それ自体が無効であり、且つ、本ライセンスがあなたに許諾している本プログラムの権利を自動的に消滅させます。」と規定。
  - ✓ 消滅するのは文言上「権利」に限られる
- ✓ しかしその場合、前述の設例でGPLに違反したBからGPLに従って取得した第三者Cまでもが権利を失うとすれば、かえって何ら落ち度のない第三者たるユーザーCの自由を害する結果を招くことになって不合理。
- ✓ そこで、同条第3文では、そうした第三者Cなどが、引き続き有効なライセンスを有している旨が明文で規定されている。もっとも当該第三者CなどがGPLの枠外に置かれるとすると、他の意味で不合理となるから、前述のような第三者Cなどの有効なライセンスには、GPLに「完全に従っている場合に限り」という条件が付けられている。

## GPL第4条 – GPL違反の効果2

- ✓ 2001年に入ると、GPL違反を争点とする初めての裁判紛争が発生。
- ✓ スウェーデンのMySQL AB社 (MySQL AB Company) と、米ヌースフェア社 (NuSphere Corporation) との間における訴訟紛争。
  - ✓ 本件では、同年6月15日、まずヌースフェア社が契約違反等を理由にマサチューセッツ連邦地方裁判所に対しMySQL AB社を訴えた。これに対抗して、同年7月11日、今度はMySQL AB社が、同じ裁判所にヌースフェア社を訴えた。
  - ✓ MySQL AB社は、GPL準拠のデータベースエンジン「MySQL」を作って出荷。ヌースフェア社が出荷する「ヌースフェアMySQLアドバンテージ」には、MySQLの他にジェミニが含まれている。ジェミニは、データベースへのデータ書き込み処理を実行するデータベースエンジン用の記憶モジュールである。MySQL AB社の主張によれば、ジェミニはMySQLのコードと静的にリンクしており、したがってGPLの適用が及ぶにもかかわらず、ヌースフェア社がMySQLのソースコードしか公開していないので、GPL違反に該当する結果、GPL第4条に基づき、GPLに基づく権利を失ったとしている。
  - ✓ この裁判は和解で終了。
- ✓ 次に発生した紛争は、RTリナックスの開発と販売とを行っている米FSMラボ社 (Finite State Machine Labs Inc.) の事件。



# GPL第4条－わが国でのGPL違反指摘事例1

## エプソンコーワ社のケース

- ✓ セイコーエプソン製のスキャナ及びプリンタ用のLinux版ドライバプログラムを、ダウンロードサービスなどの方法で無償頒布していたが、次の点などがLGPL違反となるという指摘。
  - ✓ ①多国語化のために弊社で利用しているgettextパッケージのソースコードの一部 (libintl)がGPLであるにもかかわらず、それを同社のソースパッケージ内に取り込み、非GPLのソースコード及び非公開のバイナリと共にその個々のファイルのライセンスを明確にしないまま二次配付を行っていたことはGPL違反となり、
  - ✓ ②ソースコードを非公開とするライブラリ内においてLGPLライブラリ (glibc) とリンクしていたが、弊社の使用許諾がLGPLに準拠するものではなかった
- ✓ これに対し同社は、同社は自社ウェブページ上で謝罪し、次の改善策を行い、2002年10月、ダウンロードサービスを再開
  - ✓ ①につき、自社のライセンスが適用されるものに対して明確にライセンスを定め、gettextパッケージを、LGPL準拠のバージョン0.10.40以降に差し替え
  - ✓ ②につき、LGPL第6条に基づき非公開コンポーネントのリバースエンジニアリングを許可するよう使用許諾を改変

## GPL第4条－わが国でのGPL違反指摘事例2 プロジー社のケース

- ✓ プロジーの販売する『DVDコンバータ with DivX PRO』にGPL違反の疑いがあるとして問題になったケース
- ✓ この製品に含まれるプログラムがGPLソフトを含んでいるにもかかわらずその旨を明記せず、ソースコードも公開していなかったことが問題になった。
- ✓ 2003年2月、同社も自社のウェブページ上で謝罪するとともに、ソースコードを公開し、使用許諾契約をGPL準拠のものへと一部変更するなどの措置を講じた
- ✓ これらのケースに示されているように、本条で「本プログラムの権利が自動的に失効」といっても、実際には最初に違反行為である旨の指摘とソースコードの公開など違反行為の是正が求められ、事後対応が不十分な場合にさらなる厳重な措置が講じられるというプロセスが予想される。

## GPL第5条乃至第10条

- ✓ 第5条は、たとえばAの作ったGPL適用対象ソフトウェアプログラム(GPLソフトウェア)を入手したBが、どのような場合にGPLの適用を受けるのかについて定められている。
- ✓ 第6条では、上記設例でBがCに再頒布した場合、CがAから使用許諾を受けたことになる旨などが規定されており、したがって第5条とともに、GPLの成立について触れている条項。
- ✓ 第7条は、裁判所の判決等によって入手者に課せられた義務とGPLとが抵触する場合等の扱いについて触れている。
- ✓ 第8条は、特定の国の特許又は著作権により頒布・使用が制限される場合の取扱を定めている。
- ✓ 第9条は、GPLのバージョンに関する規定。
- ✓ 第10条は、GPLソフトウェアの一部を、頒布条件の異なる他のフリー・プログラムに組み込みたい場合の処理について規定。

## 「無保証(NO WARRANTY)」条項

- ✓ 第11条は、適用法令の範囲内で本プログラムの保証は一切行わないとする趣旨の規定。
- ✓ 第12条は、適用法令の定め又は書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて本プログラムの改変・再頒布をなし得る第三者は、本プログラムを使用したこと、または使用できないことに起因する一切の損害について何らの責任も負わず、著作権者や前記の第三者が、そのような損害の発生する可能性について知らされていた場合でも同様とする規定。
- ✓ GPLソフトウェアは無償で頒布されるのが通常であるから、法的責任を負わされることになれば計算に合わず、その結果、優れたGPLソフトウェアの公表が妨げられてしまう。こうしたリスクを回避する必要があるというのが、本条項が設けられている理由。
- ✓ わが国の消費者契約法第8条1項5号は、「消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき...に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項」を無効とする。同号の適用は消費者契約が有償契約である場合に限られるので、原則としてGPLソフトウェアに適用されず。

# 4 GPLに残された課題

## 「派生物」の範囲

- ✓ GPLは、前述の「コピーレフト」によって、二次的著作物を含めた「本プログラムを基礎とした著作物」が商業ソフトへと転化することを防止している。その半面、開発者から見れば、GPLソフトウェアに関連して自己が開発したソフトウェアに「コピーレフト」が及んだ場合にはソースコードを公開しなければならないので、公開を進んで希望しない開発者にとって、「伝搬性」の範囲内かどうかという点が、極めて重要な問題。
- ✓ この範囲内かどうかの基準は、従来は「派生物」概念への該当の有無の問題として議論されてきた。
- ✓ このように「派生物」に該当すべき具体的な範囲を確定するに際して、困難が伴う場合がある。リーナス・トーバルズも、GPLにいう二次的著作物とは何かを明確に定義することは困難であると述べている。
- ✓ 「派生物」概念と著作権法理との関係を、どのように考えるべきか？
- ✓ 特に問題がある点は、ライブラリとのリンクとの関係を、どのように考えるか？

# 商業ソフトの混入

- 商業ソフトの混入
- Linux用デスクトップ環境構築ツール、KDE (K Desktop Environment)に関する商業ソフトの混入事件がある。
- KDE自体はGPLソフトウェアであったが、その一方でトロール社の商業GUIツールキット「Qt」のグラフィックライブラリを使用していたので、完全にはフリーと言えない状態であった。
- トロール社は、QPL (The Q Public License) というライセンス条項に移行し、KDEに関するGPLとの矛盾は、やや解消されることになった。しかし、QPLでは、原則として無料での頒布が認められており(第2条)、原ソフトを改変した場合、ソースコードを頒布する義務が規定されているが(第4条)、改変ソースコードは、パッチのように原ソフトとは独立した形式でしか頒布することができない(第3条)。したがって、現在でもFSFは、QPLを、フリーソフトウェアのライセンスには該当するがGPLと矛盾するライセンスであると位置づけている。但し、ソフトウェアの原著作者が自己のプログラムにGPLを適用して頒布しようとする際に、GPLに「特別な例外として、Qt以外の実行形式に含まれる全ソフトウェアについてGPLの要件に従うことを条件に、本プログラムをQtライブラリとリンクして実行形式で頒布することを許諾する。」という記載を付加することによって、例外的にGPLとの矛盾を回避しようとしている。

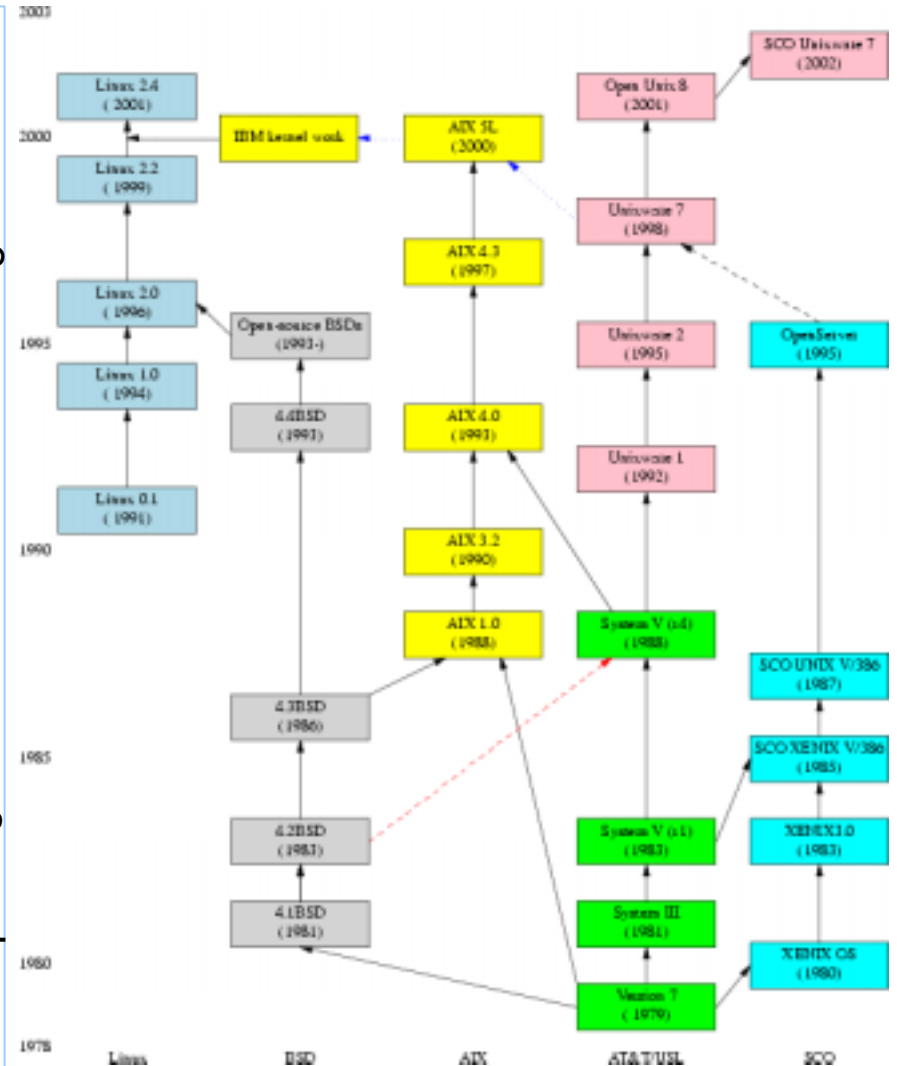
## 商業ソフトの混入

- ✓ 商業ソフトの混入で紛争になる場合がある。
- ✓ KDE (K Desktop Environment) 事件
- ✓ SCO事件
  - 2003年3月、SCOグループはIBMを相手取って損害賠償を求める訴訟を提起。
  - SCOグループ側の主張は、同社の営業秘密であるUNIXソースコードの一部を、IBMが不正に流用してLinuxのカーネルにコピーしており、営業秘密の侵害、不正競争、UNIXライセンス契約違反などに該当するというもの。現時点で著作権侵害が主張されているわけではない。同年5月、SCOグループは大企業約1500社宛てに手紙を送付し、Linuxの利用で法的責任を問われる可能性が生じると警告を発した。
  - UNIXはもともとAT&Tによって開発された。1993年、AT&TはUNIXのバージョン「System V」をノベル社に売却した後、ノベル社も1995年、サンタクルーズオペレーションにUNIXを売却した。さらにLinuxのディストリビューター、カルデラインターナショナル社は、サンタクルーズオペレーションから2001年にUNIX製品を買収した。UNIX製品に収益の大半を依存するカルデラは、SCOグループへと商号変更した。IBMは1985年にAT&Tと結んだUNIXに関するライセンス契約を締結している。



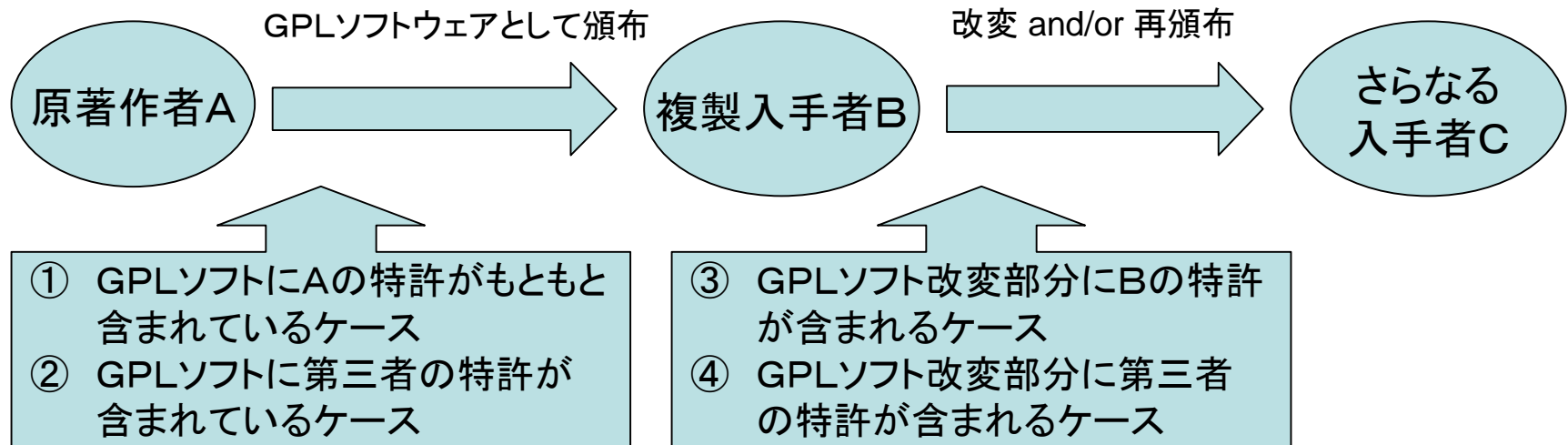
# SCOグループ事件

- 本件は現在係争中
- FSFのエベン・モグレン弁護士は、SCOグループはLinuxのディストリビューターとしてGPLの下で意識的にLinuxの有償頒布を行ってきたことを理由に、もはや同社のUNIXコードは私有なものではなくなっていると主張している。GPLに基づく頒布が錯誤に基づくものかどうか、なおも争点が残されている。
- Eric Raymond氏らOSIは、「米国SCOの対IBM訴訟へのポジションペーパー」で、問題とされているコードが、SCOグループ由来のものか疑わしい旨を唱えている。
  - <http://www.opensource.jp/sco/> 参照
- 過去の分に関する損害賠償はともかくとしても、問題のコード部分についてコミュニティが削除して、別途開発した他のコードと置き換えれば、少なくとも将来に向かって禍根を断つことができる。現にAT&Tとカリフォルニア大学バークレー校とがUNIXコードをめぐる紛争になった際、バークレー校側は問題となりそうなソースコードを急遽差し替えて、有利な和解を勝ち得ている。



出典・OSI「米国SCOの対IBM訴訟へのポジションペーパー」

# GPLと特許



- ✓ GPLには、上記①及び②を禁止する条項が置かれていない。
- ✓ ②④の場合、第三者たる特許権者はGPLの契約当事者ではないから、何らGPLに拘束されず、特許権を権利行使しうる。この場合、GPLソフトの頒布を断念するほかない(第7条)。Aは、そういった国々を排除した明確な地理的頒布制限を加え、そこで排除されていない国の中やそれらの国々の間でのみ頒布が許可されるようにしても構わない(第8条)。

## GPLと商標

- ✓ 特定のGPLソフトウェアの名称が先に第三者に商標登録されてしまった場合、もはや当該GPLソフトウェア・開発プロジェクト自体がその名称を続用できなくなり、プロジェクト継続のためには改名を余儀なくされてしまう危険性がある。実際にも、「Linux」の名称を勝手に商標登録した第三者が、Linux関連企業に対し利益の5%を使用許諾の対価として請求して騒動になったという事件が発生している。この事件は、トーバルズ氏に対し商標の登録を移転するという内容で示談解決した。
- ✓ 以上のような事態を避けるためには、少なくとも一定の時期までにプロジェクトの成果物の名称について商標登録を受けておく必要がある。他方で商業ソフトについて途中からGPLに基づいて開発を進めようとする場合、GPLの対象とすべきソフトの名称として、前記商業ソフトの名称の使用を許してしまうと、以後、従来の開発元は当該名称の独占的な使用を諦めなければならないになってしまう。

## その他の問題

- ✓ 損害不担保規定の有効性
- ✓ 保証／責任（バグ等、第三者からの提訴）
- ✓ その他